

海外旅行傷害保険の概要 (1/4)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ※同一のケガにより既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を差し引いた残額をお支払いします。	① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心身喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置（保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合は、お支払いの対象になりません。） ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑨ 核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑩ 危険な運動等（*1）を行っている間に生じたケガ など
傷害後遺障害保険金	被保険者が旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害を被った場合	後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。 ※傷害後遺障害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。	傷害死亡の①～⑩のほか、 ・ 被保険者が訴える頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないもの など
疾病死亡保険金	被保険者が、 a. 責任期間中に病気で死亡された場合 b. 責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し責任期間終了後 72 時間以内に発病した病気で、責任期間終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合（責任期間終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を開始し、かつその後も治療を継続していた場合に限りです。） c. 責任期間中に感染した特定の感染症（*2）により責任期間終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。	傷害死亡の①、②、⑦～⑨のほか、 ・ 被保険者が被ったケガに起因する病気 ・ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ・ 被保険者の歯科疾病 ・ 山岳登山（*3）を行っている間に発病した高山病 など
賠償責任保険金	被保険者が旅行行程中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害や他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負った場合 ※ルームキーを含むホテルなどの宿泊施設の客室、賃貸業者から借りた旅行用品等はお支払いの対象になります。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金および費用（訴訟費用等）をお支払いします。 ※賠償金額の決定には事前に当社の承認が必要となりますのでご相談ください。	傷害死亡の⑧、⑨のほか、 ・ 保険契約者または被保険者の故意 ・ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・ 被保険者の同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・ 被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任 ・ 航空機、船舶（*4）、車両（*5）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

*1 「危険な運動等」については、「海外旅行傷害保険の概要（4/4）」をご覧ください。

*2 「特定の感染症」の詳細は「海外旅行傷害保険の概要（4/4）」をご覧ください。

*3 「山岳登山」とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

*4 「船舶」：原動力が専ら人力であるもの、ヨット、水上オートバイはお支払いの対象になります。

*5 「車両」：原動力が専ら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルはお支払いの対象になります。

海外旅行傷害保険の概要 (2/4)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
治療・救 援費用 保険金	治療 費用 部分	<p>被保険者が、</p> <p>a. 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガを直接の原因として、医師の治療を要した場合</p> <p>b. 責任期間中に発病した病気、責任期間中に原因が発生し責任期間終了後 72 時間以内に発病した病気を直接の原因として、責任期間終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>c. 責任期間中に感染した特定の感染症 (*6) を直接の原因として、責任期間終了日からその日を含めて 30 日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p>	<p>実際に支出した治療費用等で社会通念上妥当な金額をお支払いします。ただし、ケガの場合は事故の発生の日から、病気または特定の感染症の場合は治療開始日から、それぞれその日を含めて 180 日以内に必要となった費用に限りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の診察費、処置費用および手術費（緊急移送費、病院を利用できない場合や医師の指示により静養するための宿泊施設客室料などを含みます。） 治療のために必要となった通訳雇入費、交通費 義手および義足の修理費（ケガの場合のみお支払いの対象となります。） 保険金請求のために必要な医師の診断書費用 入院により必要となった A.国際電話料等通信費、B.身の回り品購入費（5 万円限度）。ただし、A と B との合計で 20 万円が限度となります。 旅行離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費や宿泊費 法令に基づき、公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒費用 など 	<p>傷害死亡の㉗～㉙のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為（被保険者の自殺行為でその行為の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したときは、救援費用部分はお支払いの対象になります。） 被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故（事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したときは、救援費用部分はお支払いの対象になります。）。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 被保険者の妊娠、出産、早産または流産に起因する病気（責任期間中に死亡したときは、救援費用部分はお支払いの対象になります。） 被保険者の歯科疾病 山岳登山 (*7) を行っている間に発病した高山病 被保険者が訴える頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等の症状で医学的 他覚所見のないもの 日本国外でのカイロプラクティック、鍼（はり）または 灸（きゅう）による治療のために支出した費用 など
	救 援 費 用 部 分	<p>被保険者が、</p> <p>d. 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは責任期間中に発病した病気を直接の原因として、継続して 3 日以上入院した場合（病気については責任期間中に医師の治療を開始していた場合に限りです。）</p> <p>e. 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合</p> <p>f. 責任期間中における急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合（ただし、被保険者の生死が判明した後に発生した費用は、お支払いの対象外になります。）</p> <p>g. 責任期間中に被ったケガまたは行った自殺行為を直接の原因として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合</p> <p>h. 病気または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合</p> <p>i. 責任期間中に発病した病気を直接の原因として、責任期間が終了した日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始し、その後も治療を継続していた場合に限りです。）</p>	<p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族が実際に支出した救援費用等で社会通念上妥当な金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 捜索救援費用 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救援者 3 名分まで） 救援者の宿泊施設の客室料（救援者 3 名分まで、かつ、1 名につき 14 日分まで） 現地からの移転費用（払戻しを受けた金額、自己負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は除きます。） 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で 20 万円限度） 遺体処理費用（100 万円限度） など <p>※ 1 回のケガ・病気・事故につき治療・救援費用保険金額がお支払い限度となります。</p>	<p>※ 旅行行程前に原因が発生した病気による「治療費用」のお支払いはできません。ただし、「救援費用」で保険金をお支払できる場合があります。</p>

*6 「特定の感染症」の詳細は「海外旅行傷害保険の概要 (4/4)」をご覧ください。

*7 「山岳登山」とは、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

海外旅行傷害保険の概要 (3/4)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害 保険金	<p>被保険者が旅行行程中に携行する携行品（被保険者が所有または旅行行程開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れたカメラ、バッグ、衣類等の身の回り品）が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合</p> <p><対象に含まれない主な物> 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、通帳、現金自動支払機用カード、クレジットカード、稿本、設計書、図案、帳簿、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車等（付属品を含みます。）、被保険者が山岳登山・ハングライダー搭乗等を行っている間のその運動用具、ウィンドサーフィン・サーフィン等を行うための用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物および植物、商品・製品等、業務用設備・什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物</p> <p>など</p>	<p>携行品1つ（1個、1組または1対）あたり10万円（旅券、乗車券等は合計5万円）を限度として、時価額または修繕しうる場合には修繕費（時価額を限度とします。）のいずれか低い額をお支払いします。</p> <p>※携行品損害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。</p>	<p>傷害死亡の①、③、⑧、⑨のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> 携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 携行品の機能に支障をきたさない外観の損害 携行品の置き忘れまたは紛失 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故または機械的的事故 差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置による損害、空港等の安全確認検査における手荷物の錠の破損は、お支払いの対象になります。） <p>など</p>
航空機寄託 手荷物遅延等 費用保険金	<p>被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合</p>	<p>到着後96時間以内に目的地で支払った衣類・生活必需品等の費用をお支払いします。ただし、寄託した手荷物が到着した以降に支払った費用はお支払いしません。</p> <p>※1回の事故につき10万円がお支払い限度となります。</p>	<p>傷害死亡の⑧、⑨のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 <p>など</p>
航空機遅延 費用等保険金	<p>被保険者が、</p> <p>a. 乗客として搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能もしくは乗客として搭乗した航空機の着陸地変更により出発予定時刻から6時間以内に代替機が利用できない場合</p> <p>b. 搭乗した航空機の遅延等により乗継地から出発する搭乗予定の航空機に搭乗できず乗継地への到着時刻から6時間以内に出発機の代替機が利用できない場合</p>	<p>実際に支出したホテル客室料、食事代、交通費等の費用等で社会通念上妥当な金額をお支払いします。</p> <p>※1回の事故につき2万円がお支払い限度となります。</p>	<p>傷害死亡の⑧、⑨のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 <p>など</p>
旅行中の事故 による緊急 費用保険金	<p>責任期間中に生じた予期せぬ偶然な事故がもとで、被保険者が責任期間中に以下の費用の負担を余儀なくされた場合</p> <p>a. 交通費 b. 宿泊施設の客室料 c. 通信費 d. 渡航手続費 e. サービス取消料等 f. 食事代 g. 身の回り品購入費</p> <p>※公的機関等により事故証明がなされる場合に限り。また、※f.については、乗客として搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能の場合または乗客として搭乗した航空機の着陸地変更の場合に限り。また、※g.については、乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で到着後96時間以内に目的地で支払った費用に限り。</p>	<p>被保険者が実際に支出した左記の費用のうち、社会通念上妥当と認められる金額、または同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額をお支払いします。ただし、払戻しを受けた金額、自己負担することを予定していた金額は除きます。</p> <p>※a.～f.の合計で、旅行中緊急費用保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。</p> <p>※g.については、旅行中緊急費用保険金額の2倍が保険期間中のお支払い限度となります。</p>	<p>傷害死亡の②、③、⑦～⑩のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 被保険者の妊娠、出産、早産、流産もしくはこれらに起因する病気の発病 被保険者の歯科疾病の発病または症状の悪化 被保険者が訴える頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないもの 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 運行時刻が定められていない交通機関の遅延、欠航、運休 保険料領収前または責任期間開始前の原因 <p>など</p>

海外旅行傷害保険の概要 (4/4)

◆ 「特定の感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から四類感染症または指定感染症をいいます。

【一類感染症】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

【二類感染症】

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザに限る）

【三類感染症】

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

【四類感染症】

E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発疹(しん)チフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱

【指定感染症】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。

(2020年4月7日現在)

◆ 危険な運動等とは、以下のとおりです。

- ・ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングをいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを除く。）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ・ 自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転